

令和5年度千葉県地籍調査事業計画

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和6年3月27日付けで令和5年度千葉県地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公表する。

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
千葉市	千葉市美浜区真砂の一部の区域	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
木更津市	木更津市新宿、富士見二丁目、富士見三丁目及び中の島の全部並びに江川の一部の区域	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
東金市	東金市上谷新田の全部の区域並びに川場、押堀、幸田、堀上、北幸谷、上谷、下谷及び西中の各一部の区域	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
勝浦市	勝浦市興津、沢倉、川津、沢倉の各一部の区域	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
市原市	市原市五井、村上、玉前、廿五里、五井中央西一丁目、五井中央西二丁目、五井中央西三丁目、出津、平田の各一部の区域	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
君津市	君津市下湯江、中富及び人見の各一部の区域	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで
富津市	富津市西大和田の一部の区域	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
浦安市	浦安市美浜三丁目、舞浜二丁目、舞浜三丁目及び今川二丁目の各一部の区域	令和5年4月1日から 令和6年10月31日まで
印西市	印西市大森、鹿黒、及び発作の各一部の区域	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
南房総市	南房総市千倉町北朝夷及び千倉町南朝夷の各一部	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
香取市	香取市九美上、佐原口、小見川及び八日市場の各一部の区域	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
山武市	山武市木原の一部の区域	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
いすみ市	いすみ市岬町和泉及び岬町江場土の各一部の区域	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
大網白里市	大網白里市四天木の各一部の区域	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
印旛郡栄町	印旛郡栄町布太、南、曾根、三和及び請方の各一部の区域	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
山武郡芝山町	山武郡芝山町岩山、朝倉、大里、大台、大台飛地、高田、宝馬、山田及び牧野の各一部の区域	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
長生郡睦沢町	長生郡睦沢町上之郷及び下之郷の各一部の区域	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
長生郡長生村	長生郡長生村七井土の全部の区域並びに金田、岩沼、信友、宮成、一松、藪塚及び水口の各一部の区域	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで
長生郡長柄町	長生郡長柄町田代及び刑部の全部の区域並びに大津倉の一部の区域	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
長生郡長南町	長生郡長南町須田・米満・岩川・今泉・本台の全部の区域及び蔵持並びに佐坪の各一部の区域	令和6年1月10日から 令和7年3月31日まで
安房郡鋸南町	安房郡鋸南町元名の一部の区域	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで